

環境の杜ふれあい条例の一部を改正する条例制定について

環境の杜ふれあい条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

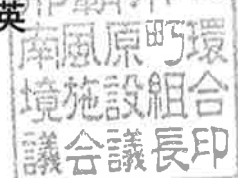
令和3年10月29日提出

那覇市・南風原町環境施設組合
管理者 城間 幹子

(提案理由)

環境の杜ふれあいの管理運営に関し必要な事項を定めるため、この案を提出する。

令和3年10月29日 原案可決
那覇市・南風原町環境施設組合議会
議長 翁長 俊英



環境の杜ふれあい条例の一部を改正する条例

環境の杜ふれあい条例(平成19年条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定管理者が行う管理の基準) 第15条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、施設の管理を行わなければならない。</p>	<p>(指定管理者が行う管理の基準) 第15条 [略]</p> <p><u>2 管理者は、環境の杜ふれあいの管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。</u></p>
<p>備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。